平成２７年（フ）第１６６号
神戸市西区白水２丁目８番６―103号、前住所兵庫県明石市松が丘３丁目４番11号
債務者　後藤　道明
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成27年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県豊岡市今森363番地の１
債務者　河本　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町３番10号（佐多マンション202号）
債務者　緒方　優範
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　諒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６０９号
大阪市港区夕凪１丁目10―18　夕凪荘408号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市西台２丁目７番24―202号　コーポ梅園
債務者　住野　国博
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊3505番地１
債務者　森　　一樹
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　陽**裕**
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１７４号
群馬県伊勢崎市中町21番地２　メルシャン中町13
債務者　佐藤　勇美（旧姓須賀）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１３０号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―715号
債務者　石本　正人
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８６号
大阪市西区本田２丁目８番14―905号
債務者　越智　和宏
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　早織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２４号
大阪府八尾市楽音寺２丁目74番地
債務者　岩田孝治郎
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３号
福岡県久留米市東町29番地15　第２サンシャインビル402号、前住所福岡県久留米市小頭町８番地２　永田ビル３Ｆ
債務者　服部　克己
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９４号
和歌山市加納224番地１　ホワイトハイツミサキⅡ213号室
債務者　矢田　涼兵
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９９号
和歌山市三沢町２丁目12番地３　三沢第８団地207号
債務者　栗須　一弥（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
和歌山県紀の川市荒見1309番地632
債務者　三宅由起子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２７号
和歌山県紀の川市貴志川町前田470番地８
債務者　藤川　加奈
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６号
秋田県横手市下境字根田川91番地
債務者　加藤　　賢
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２０９号
函館市中道１丁目31番14号　ドリームハウス202
債務者　山本　芙美
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１７４号
大阪市中央区松屋町住吉３番４―706号、前住所兵庫県たつの市揖保川町正條416番地１
債務者　山崎　文広
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部